令和５年度人権啓発ビデオ制作販売委託　仕様書

１　制作意図

兵庫県では、人権文化が定着した社会の実現をめざして「人権文化をすすめる県民運動」を推進している。人権文化が定着した社会とは、だれもが日常生活の中で、お互いの人権を尊重するということを、自然に感じたり考えたり、行動したりすることが定着している社会のことである。

このような社会を実現するためには、県民一人ひとりが、改めて自らの在り方や生活習慣、社会的慣習などについて見直すとともに、人と人とのつながりづくりや支え合いを積極的に進めていくことが大切である。

このため、研修会等で映像を用いて人々の感性に訴えかけることにより、鋭い人権感覚や豊かな人権意識を身につけるとともに、日常生活の中でだれもが人権を尊重することを当然のこととして行動に結びつけられるようになることを目的として人権啓発ビデオを制作する。

２　制作内容

(1) テーマ

「ネット社会における部落差別と人権～誰もが一人の人間として尊重される社会の実現をめざして～」

(2) テーマ選定理由

ｱ　全国水平社創立宣言から100年経過し、宣言では長い歴史の中で不当な差別を受けてきた人々の痛切な思いが綴られているだけでなく、すべての人があらゆる差別を受けることなく、人間らしく暮らしていける社会の実現を願う気持ちが込められている。しかし現代において部落差別、外国人差別などインターネット上で、偏見や差別を助長する情報を発信するといった人権侵害が続いている現状から、宣言がめざしたあらゆる差別を許さず、誰もが一人の人間として尊重される社会の実現をめざす。

ｲ　部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）が施行され、第５条では地方公共団体は「その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努める」とし、教育及び啓発の推進を謳っている。また、平成28年12月８日の参議院法務委員会における附帯決議二において教育及び啓発を実施するにあたっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないよう留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮することとしている。

ｳ　法務省の人権擁護機関におけるインターネットに関する人権相談の件数は、平成31年１月から令和３年12月までの３年間に２万件を超え、その間のインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件の処理件数は、5,382件に上っている。（インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会取りまとめP1）

ｴ　情報の高度の流通性、拡散性、永続性のほか、投稿やアクセスの容易性といった特性が認められるところ、このような表現行為によって、またそれらが大量に集

中するなどして、その表現の向かう先の個人や集団に属する者に対し、深刻な精神的苦痛を被らせ、ときに取り返しのつかない人権侵害、問題になっている。

ｵ　「プロバイダ責任制限法　特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」の改正（公布R３．４）により「情報開示は被害者の権利侵害が明らかで正当な理由が認められる場合、１回の裁判手続きで発信者の情報開示を請求」できるようになり、侮辱罪においても法定刑は、(30日未満の)拘留または（１万円未満の）科料と非常に軽いものであったが、R４年７月から１年以下の懲役・禁固または30万円以下の罰金が追加され、公訴時効期間は１年から３年に延長された。

ｶ　インターネットなどによる「部落差別、外国人差別の助長の誹謗中傷、個人の名誉やプライバシーを侵害」に関する内容は、平成18年度「夕映えのみち」(インターネット社会の光と影）平成21年度「あの空の向こうに」(ケータイ・ネット社会と人権　コミュニケーション、家族）平成26年度「あなたに伝えたいこと」(インターネット時代における同和問題)、令和元年度兵庫県人権啓発ビデオ「サラーマット」(SNS時代における外国人の人権）で、誹謗中傷、個人の名誉やプライバシーを侵害について触れられているが、インターネットでの動画投稿などで部落差別、外国人差別を助長する内容を人権問題として取り上げた県作品はない。

(3) テーマの展開

テーマは「ネット社会における部落差別と人権～誰もが一人の人間として尊重される社会の実現をめざして～」である。具体的な設定としては、無自覚に動画投稿、SNS投稿していたことが、結果、部落差別、外国人差別を助長する表現、個人や集団にとって誤った情報を掲載してしまい、拡散されるなど差別に関わる問題を起こしてしまう。自身も誹謗中傷されていることを関係者から知らされた主人公が、差別されている当事者の思いを知ることや周囲との関わりの中で、誰もが一人の人間として尊重される社会の実現に向けて取り組む物語とする。

３　ビデオで描きたい場面とポイント（主人公は投稿者の関係者）

(1) 投稿者が視聴数を意識するあまり、差別的な動画投稿を参考にして、無自覚に投稿し、視聴数が増え、評価が高くなることで、部落差別、外国人差別を助長する内容が正義であると錯覚してしまう場面。

(2) 部落差別、外国人差別に関係する特定の地域や個人を摘示、誹謗中傷する現状を描き、当事者が社会の偏見や差別に苦悩する場面。

(3) 投稿者自身も被害者になり苦悩・困惑する場面。

(4) 間違った情報投稿により、ときに取り返しのつかない人権侵害、命に関わることがおきると認識する場面。

(5) 違う意見を見る大切さ、視野を広げる利用について認識する場面。

(6) インターネット上の部落差別、外国人差別が特に社会問題となっていることを契機として、非難が高まるなか、差別誹謗中傷の実態対処について知る場面。

(7) (2)～(6)により、誰もが人権を尊重された社会を目指して、それぞれが行動に移す場面。

(8) 全体を通して視聴後に希望が持てる結末とするが、安易に解決するような展開は控える。

(9) オープンエンド的な手法を取り入れるなど表現方法を工夫し、知識理解に留まらず

感性に訴える内容とする。

(10) 各種研修会等で活用される観点から、限られた人だけでなく、できるだけ多くの人が関心を持って見ることができる内容とする。

4　企画・制作

兵庫県、公益財団法人兵庫県人権啓発協会

5　企画協力

兵庫県教育委員会

6　活用方法

地域・職場・学校・ＰＴＡ等、県民に広く利用されるよう、人権にかかわる学習会や研修会等での学習教材として活用する。

7　規格・制作本数・制作期限・販売

(1) 規　格　　ＤＶＤ　概ね 30～40 分（字幕、副音声の選択ができるようにする）

(2) 納品物　　①USB メモリ（下記のデータを収録すること）

Ａ　原版（MOV 形式）

a)字幕なし・副音声なし

b)字幕あり・副音声あり

Ｂ　本編（MP4 形式）

a)字幕なし・副音声なし

b)字幕あり・副音声なし

c)字幕なし・副音声あり

d)字幕あり・副音声あり

Ｃ　予告編（MP4 形式／字幕なし・副音声なし）

②ＤＶＤ　75 本　※ただし、別途販売用としてＤＶＤを製作する。

③チラシ　3,000 枚、原稿データ

(3) 制作期限　令和５年 11 月末日

※ただし、新型コロナウイルス感染症等の影響による期日変更は協会と相談の上、認めることとする。

(4) 販　売　　販売目標本数は 300 本以上

※販売開始から概ね３年を達成することとし、協会が指定する日までに目標本数に達しない場合は、販売方法等について協議のうえ協会が決定し、その指示に従うこと。コンペ時には、必ず受託者資格、販売促進体制及び販売先等の販売計画を具体的に示すこと。

8　製作費

11,000 千円（税込み）

9　その他

(1) 受託業者は、ビデオ（ＤＶＤ）及び作品予告編(30秒程度)を製作し協会へ納めること。なお、作品予告編は自社のWeb上で公開すること。

(2) 再委託の禁止

本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を協会に提出し、協会の書面による承認を得た場合は、協会が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受受託業者は協会に対し全ての責任を負うものとする。

(3) 質疑については、メール又はFAXにより問い合わせること。前記以外の方法による質疑は受け付けない。また、問い合わせは３月22日（水）17：00までとする。

(4) 提出書類については返却しない。

(5) コンペにかかる費用については提案者の負担とすること。

(6) 提出された他社のシナリオ概要から、制作するビデオに引用しないこと。

(7) 委託業者の提案した企画書に基づきビデオを制作するものとするが、必ずしも提案どおり実施されるとは限らず、必要に応じて協会が変更できるものとすること。

(8) 完成作品及び作品予告編の著作権は、協会に属するものとすること。

(9) 主演者等に「ひょうご人権ジャーナルきずな」での取材や、人権に関するラジオ番組等への出演を依頼した場合、出演調整を行うこと。

(10) 作成された動画を、オンライン研修で使用する場合、協会と協議した上で許可すること。

(11) 本仕様書について相違が生じた場合は別途協議のうえ決定すること。

また、本仕様書に記載されていない事項については必要に応じて協議のうえ協会が決定する。

10　参考資料

Ａ　部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）（平成28年法律第109号）

（目的）

第一条　この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第二条　部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条　国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するため

に必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。
２　地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。
（相談体制の充実）
第四条　国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。
２　地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。
（教育及び啓発）
第五条　国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。
２　地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。
（部落差別の実態に係る調査）
第六条　国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

B　インターネットによる人権侵害に関する人権問題資料

(1) プロバイダ責任制限法「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（R４.10 一部改正）
(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/ihoyugai.html)

特定電気通信による情報の流通（掲示板、SNS の書き込み等）によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者（プロバイダ、サーバの管理・運営者等。以下「プロバイダ等」といいます。）の損害賠償責任が免責される要件を明確化するとともに、プロバイダに対する発信者情報の開示を請求する権利、発信者情報開示命令事件に関する裁判手続について定めた法律

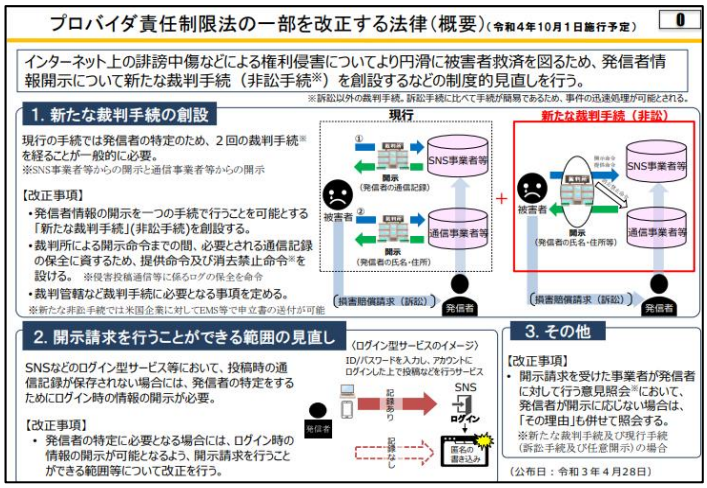

(2) 侮辱罪　「刑法等の一部を改正する法律」（R４．７　一部改正）
（https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00194.html）

侮辱罪において法定刑は、（30 日未満の）拘留または（１万円未満の）科料と非常に軽いものであったが、R４年７月から１年以下の懲役・禁固または 30 万円以下の罰金が追加され、公訴時効期間は１年から３年に延長された。

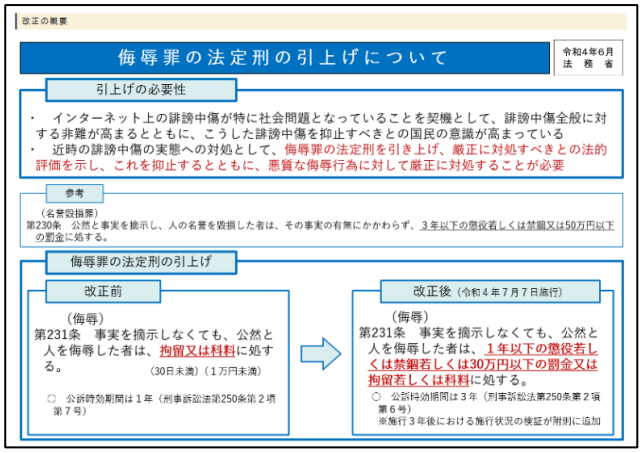

(3)「人権擁護に関する世論調査」の概要（内閣府 R４．11）
（https://survey.gov-online.go.jp/r04/r04-jinken/index.html）

内閣府が 11 月 15 日付で発表した「人権擁護に関する世論調査」で、人権問題を巡り関心がある分野を複数回答で聞いたところ「インターネット上の誹謗中傷などの人権侵害」を挙げた人が 53.0％に上った。前回 2017 年までの調査は選択肢が「ネットによる人権侵害」と記され、やや異なるため単純比較できないが、実質過去最高となった。20 年に女子プロレスラー木村花さんが交流サイト（SNS）で中傷され自死するなど、匿名性の高いネット上でのトラブル増加が背景にあるとみられる。他には「障害者」50.8％、「子ども」43.1％、「女性」42.5％が上位を占めた。

人権擁護に関する世論調査

ア　あなたが、日本における人権問題について、関心があるのはどのようなことですか。

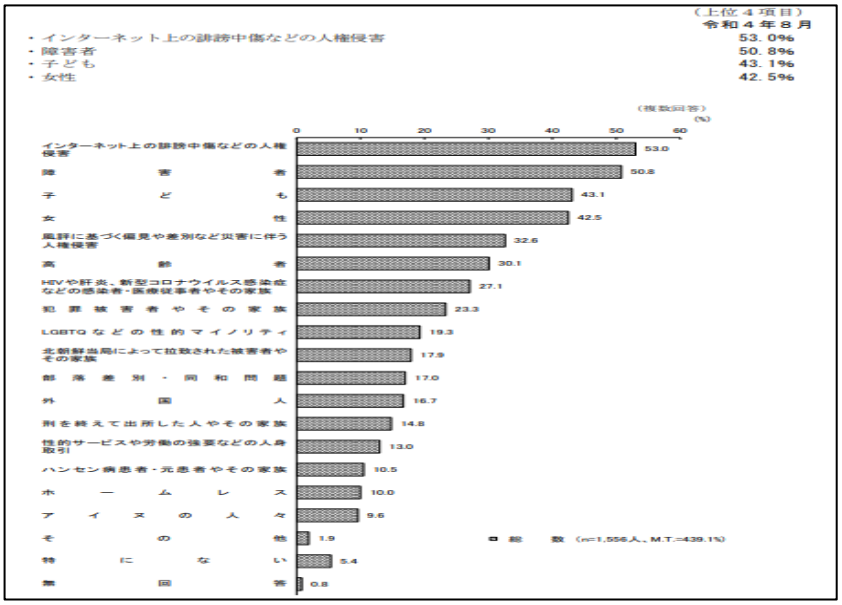

ｲ　あなたは、人権を侵害された場合にどのように対応すると思いますか。

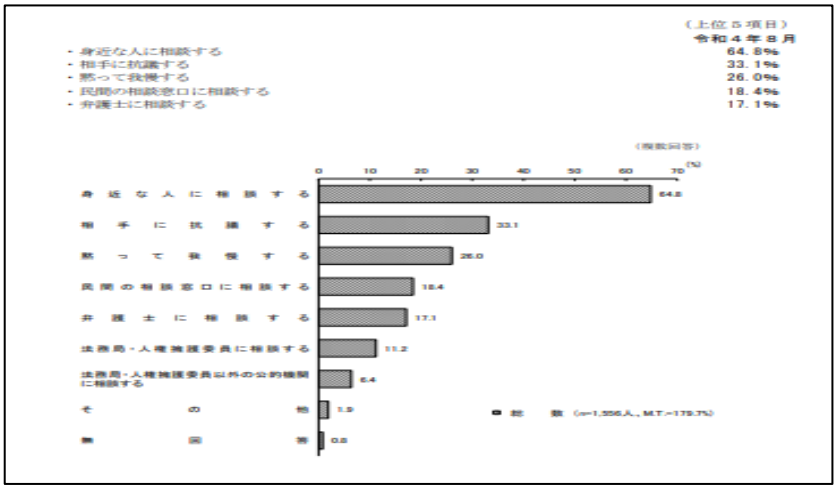

ｳ　現在もなお、部落差別・同和問題が存在するのは、どのような理由からだと思いますか。

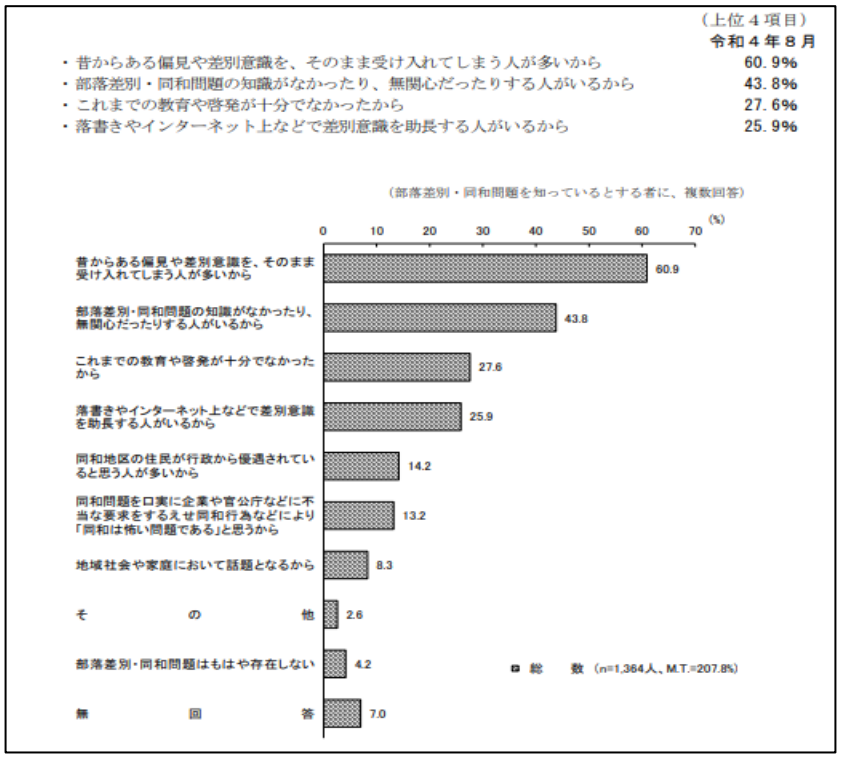

ｴ　特定の民族や国籍の人々を排斥する不当な差別的言動が、一般に「ヘイトスピーチ」と呼ばれています。あなたは、このようなヘイトスピーチについて、見聞きしたことはありますか。

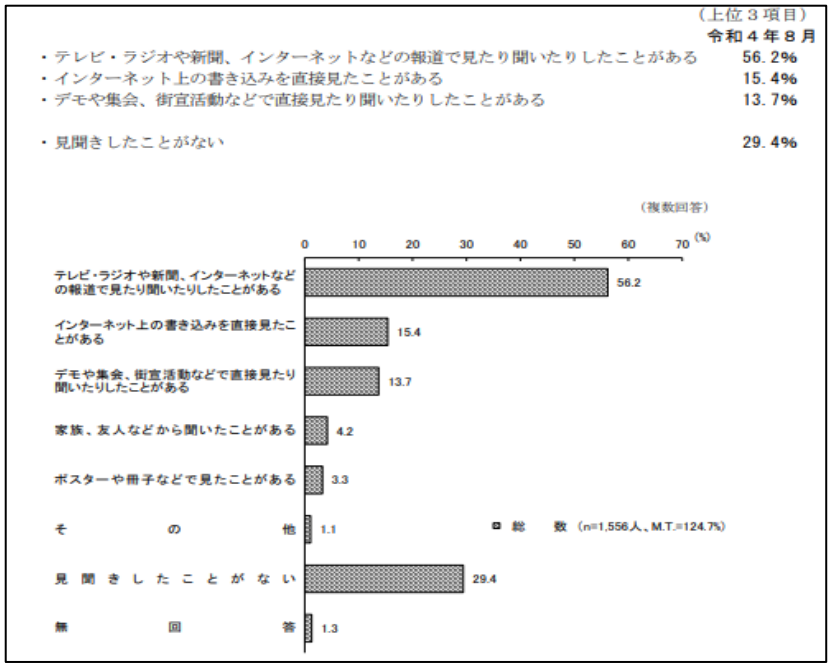

ｵ あなたが、インターネットに関し、体験したことや、身の回りで見聞きしたことで、人権問題だと思ったことはどのようなことですか。

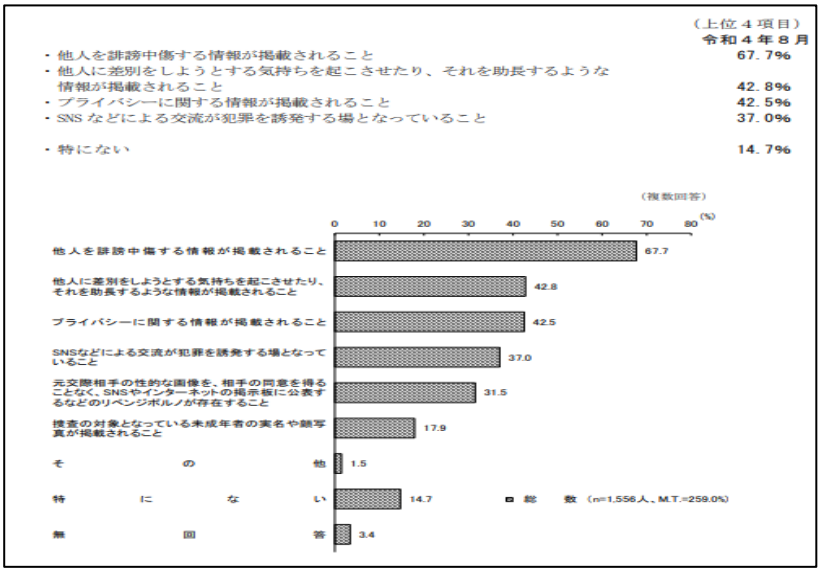

(4) インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会取りまとめ
（R４.５（公社）商事法務研究会）
(https://www.mhlw.go.jp/content/000673032.pdf)

ｱ　個別には違法性を肯定し難い大量の投稿（Ｐ66）
問題の所在
インターネット上では、電子掲示板の特定のスレッドにおける投稿や特定のＳＮＳアカウントに対する投稿などの形で、特定の個人を誹謗中傷する投稿が大量に行われることがある。こうした場合、個々の投稿自体は名誉権やプライバシーを侵害するものではなく、その投稿のみを見ると人格権を侵害するとまではいえないような投稿であっても、そのような投稿が大量に行われることによって、投稿された者が重大な精神的苦痛を被ることがある。このような投稿を既存の人格権又は人格的利益に基づく差止めによって削除しようとする場合には、名誉感情や私生活の平穏によることが考えられる。

ｲ　集団に対するヘイトスピーチ（Ｐ76）
問題の所在
「ヘイトスピーチ」の多義性
「ヘイトスピーチ」は、例えば、特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとしたりするなどの一方的な内容の言動（内閣府「人権擁護に関する世論調査」平成 29 年 10 月）といった、一定の要素を備えた言動である。もっとも、「ヘイトスピーチ」とされるためにはこうした一定の要素を備えていることが必要であるとしてもなお、その要素としては様々なものがあり、多様な表現が「ヘイトスピーチ」となり得るものであることから、極めて多義的である。ヘイトスピーチ解消法の施行から約６年が経過し、同法の立法事実とされた「ヘイトスピーチ」に関するデモや街宣活動の件数は減少傾向にあるものの、依然として、インターネット上で「ヘイトスピーチ」が行われている現状にある。

ｳ　同和地区に関する識別情報の摘示　問題の所在（Ｐ83）
(ｱ) 部落差別（同和問題）
インターネット上で特定の地域を同和地区であると指摘する情報（法務省の人権擁護機関では、これを「識別情報の摘示」と呼んでいる。）が投稿されるなどの事態に至った。このことをも踏まえ、部落差別の解消を目指し、平成28年12月、部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）が施行された。同法第６条に基づき法務省が実施した調査の結果を取りまとめた「部落差別の実態に係る調査結果報告書」によれば、一般国民に対する意識調査において、現在でも部落差別があると思うかとの質問に対し、「部落差別はいまだにある」と回答した者の割合は、全体の73.4％であった。また、交際相手や結婚相手について、同和地区の出身であることを気にするかとの質問に対し、「気になる」と回答した者の割合は、全体の15.8％であり（近畿、中国、四国では20％を超えている。）、心理面における偏見、差別の意識が依然として残っていることが明らかとなっている。さらに、同調査結果によれば、インターネット上での差別的書き込みが増加傾向にあること、インターネット上で部落差別関連情報を閲覧した者の一部には差別的な動機で閲覧して

いる者がいるとうかがわれることなどが明らかになっている。

(ｲ) インターネット上の「部落差別」（Ｐ84）

インターネット上で、特定の地域を同和地区と指摘する情報は、それ自体としては、特定の地域に関する情報であって、人の属性を示すものではない。もっとも、このような情報がインターネット上に投稿されている場合、同和地区の居住者や出身者に対して差別意識を有する者（これを「気にしている」者も含む。以下同じ。）としては、検索エンジンで検索を行うことによって、ある者が同和地区の居住者や出身者であるかどうかを容易に特定することができることとなり、これらの者に差別を行うための手段を提供することとなる。法務省の人権擁護機関においては、インターネット上の識別情報の摘示は当該地区の出身者等に対して将来差別が行われるおそれの高いものであるとの考え方から、関係行政機関からの通報等により当該情報の存在を認知した場合には、プロバイダ等に対する削除要請を行っている。しかしながら、部落差別（同和問題）が我が国固有の人権問題であるため海外事業者の理解を得ることが困難であることなどから、名誉毀損やプライバシー侵害の類型に比し、削除対応率が低水準にとどまっている状況にある。

(5) 被差別部落の地名や風景の動画を削除に関する報道

ユーチューブの被差別部落の地名や風景の動画を削除 グーグル

2022年12月2日 17時16分 NHK

グーグルは、運営する「ユーチューブ」に投稿されていた被差別部落の地名や風景を載せた170本余りの動画を「ヘイトスピーチなどから利用者を守るガイドラインに違反する」として削除しました。ユーチューブから削除されたのは、「神奈川県人権啓発センター」と名乗るアカウントが投稿していた被差別部落の地名や住居を含む風景などを載せた動画で、投稿していた男性によりますと178本に上るということです。部落差別の解消に取り組む人たちなどでつくるグループの「ABDARC」が、ユーチューブを運営するグーグルに対し削除を求めていました。

グーグルは、動画を削除した理由について、「ヘイトスピーチなどから利用者を守るガイドラインに違反しているため」としています。動画の削除について、男性は「納得がいかない。今後は独自のサイトに掲載することも考えている」と話しています。

一方、「ABDARC」のメンバーの川口泰司さんは「長年の多くの人の取り組みの成果だと思う。ただ、ネット上には同じような動画が残っているので、これからも働きかけを続けていきたい」と話しています。動画を投稿していた男性が代表を務める出版社は、全国の被差別部落の地名をまとめた書籍の出版を計画し、去年9月、東京地方裁判所が書籍やウェブで地名などを公表しないことなどを命じる判決を出していました。

2021年10月10日神戸新聞NEXT

部落地名判決／ネットの拡散に歯止めを

https://www.kobe-np.co.jp/column/shasetsu/202110/0014748472.shtml

2021年5月31日 06:10神戸新聞NEXT

差別動画、研究装いネット公開も削除命令は「画期的」閲覧者の知識不足も問題　https://www.kobe-np.co.jp/news/sougou/202105/0014373785.shtml

2021年5月31日 06:00神戸新聞NEXT

部落差別動画、ドワンゴに削除命令　全国初、ニコニコ動画の投稿　神戸地裁支部

https://www.kobe-np.co.jp/news/sougou/202105/0014373243.shtml

C 人権に関する資料

(1) 人権の擁護（法務省.R４）
(https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken25.html)

(2) 人権啓発テキスト（兵庫県.R2）
(http://www.hyogo-jinken.or.jp/app-def/wordpress/wp-content/uploads/2020/04/tekisuto2020.pdf)

(3) 兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針 改訂版.H28.3)
(https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf06/documents/h28shishin.pdf)

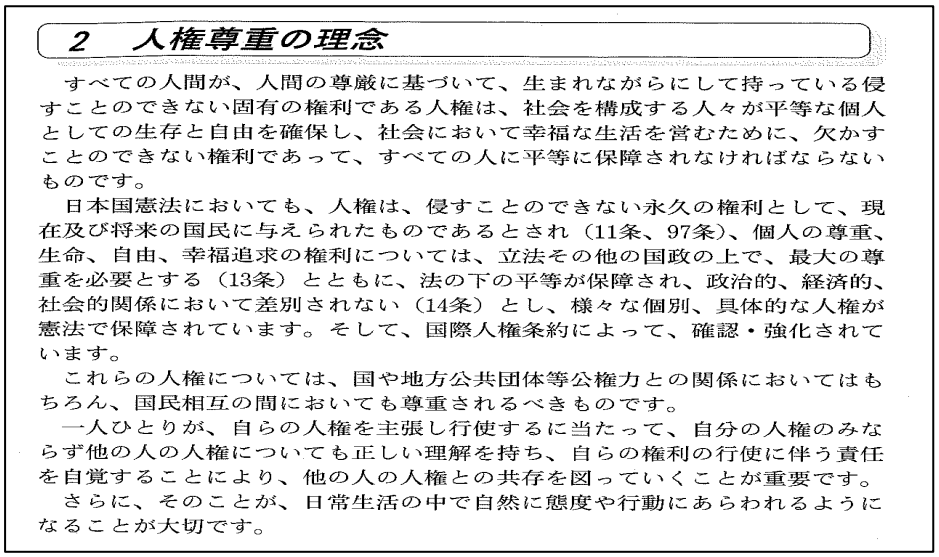

2　人権尊重の理念

すべての人間が、人間の尊厳に基づいて、生まれながらにして持っている侵すことのできない固有の権利である人権は、社会を構成する人々が平等な個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために、欠かすことのできない権利であって、すべての人に平等に保障されなければならないものです。

日本国憲法においても、人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられたものであるとされ（11条、97条）、個人の尊重、生命、自由、幸福追求の権利については、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする（13条）とともに、法の下の平等が保障され、政治的、経済的、社会的関係において差別されない（14条）とし、様々な個別、具体的な人権が憲法で保障されています。そして、国際人権条約によって、確認・強化されています。

これらの人権については、国や地方公共団体等公権力との関係においてはもちろん、国民相互の間においても尊重されるべきものです。

一人ひとりが、自らの人権を主張し行使するに当たって、自分の人権のみならず他の人の人権についても正しい理解を持ち、自らの権利の行使に伴う責任を自覚することにより、他の人の人権との共存を図っていくことが重要です。

さらに、そのことが、日常生活の中で自然に態度や行動にあらわれるようになることが大切です。

D 相談窓口等

(1) 人権問題に関する相談

ｱ 法務省「みんなの人権１１０番」電話番号：0570-003-110
受付時間：平日 8：30～17：15

ｲ 法務省「子どもの人権１１０番」電話番号：0120-007-110
受付時間：平日 8：30～17：15

ｳ 神戸地方法務局人権擁護課　電話番号：078-392-1821
受付時間：平日 8：30～17：15

ｴ （公財）兵庫県人権啓発協会　電話番号：078-891-7877
受付時間：平日 9：00～17：00

(2) インターネット上のトラブル

総務省「インターネット上の違法・有害情報に関してお困りの方へ」
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/ihoyugai_02.html

インターネット・ホットラインセンター　https://www.internethotline.jp/

違法・有害情報相談センター　https://ihaho.jp/

一般社団法人セーファインターネット協会セーフライン
https://www.safe-line.jp/

(3) 児童生徒の悩み相談

ひょうごっ子悩み相談　電話番号：0120-0-78310（毎日 24 時間）

11　ビデオ制作状況及び作品予告動画等

昭和55年度～平成８年度	同和問題
平成９年度「ふれあい家族」	地域社会（震災に学ぶ助け合い・支え合い）
平成10年度「こころの架け橋」	親子問題
平成11年度「今光っていたい」	家族・地域社会
平成12年度「街かどから」	地域社会（世代・国籍を超えた豊かな人間関係）
平成13年度「ま・さ・か わたしが」	情報社会における人権（個人情報、情報機器等）
平成14年度「新しい風」	女性・子どもの人権（ＤＶ、児童虐待）
平成15年度「もう一度あの浜辺へ」	高齢者の人権（高齢者虐待）
平成16年度「壁のないまち」	障害のある人の人権（ユニバーサル社会の実現）
平成17年度「私の好きなまち」	同和問題（差別のない共生社会づくり）
平成18年度「夕映えのみち」	インターネット社会における人権
平成19年度「こころに咲く花」	いじめと人権（パワーハラスメント、子どものいじめ）
平成20年度「親愛なる、あなたへ」	地域と人権（高齢者、子ども、まちづくり）
平成21年度「あの空の向こうに」	ケータイ・ネット社会と人権（コミュニケーション、家族）
平成22年度「クリームパン」	いのちと人権（児童虐待、自殺、震災）
平成23年度「桃香の自由帳」	共生社会と人権（子育て、高齢者、いじめ）
平成24年度「ほんとの空」	意識と人権（風評被害、いじめ、同和問題、外国人）
平成25年度「ヒーロー」	無縁社会と家族（家庭や地域でのつながり）
平成26年度「あなたに伝えたいこと」	インターネット時代における同和問題
平成27年度「ここから歩き始める」	高齢者の人権（認知症をともに生きる）
平成28年度「風の匂い」	障害のある人の人権（知的障害者）
平成29年度「あした 咲く」	女性の人権
平成30年度「君が、いるから」	子ども・若者の人権
令和元年度「サラーマット ～あなたの言葉で～」	SNS時代における外国人の人権
令和２年度「カンパニュラの夢」	超高齢化社会とひきこもり（8050問題）
令和３年度「夕焼け」	ケアラー
令和４年度「バースデイ」	性的少数者

(1) 過去作品紹介（活用ガイド付）
(https://www.hyogo-jinken.or.jp/archives/videonew_cat/hyogo)

(2) Ｒ４作品予告動画
(https://www.toei.co.jp/edu/lineup/human/1230364_2438.html)